

平成31年3月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年3月8日(金) 午後2時03分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(所有権移転)
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(利用権貸借)
 - 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
4. 会議に出席した委員(21名)

1番 永利 春雄	2番 寺崎 廣喜
3番 田籠 富子	4番 山下 芳文
5番 山田 憲二	6番 永利 昇
7番 大中 久敏 (欠席)	8番 野田 敏之
9番 山田 武二	10番 佐藤 英昭
11番 白木 治	12番 廣田 一郎
13番 米倉 一雄	14番 中原 孝司
15番 藤井 豊志	16番 柳 文子
17番 天本 徹	18番 田籠 新
19番 白木 隆弘	20番 井手 浩
21番 久光 壽子	22番 草場 小夜子 (欠席)
23番 伊藤 武則	
5. 会議に出席した事務局職員(4名)

○会長 3月となりましたが、例年より早く、春の足音が聞こえてくる今日この頃です。

また、地域によりましては、新年度に向け、新たな体制づくりや総会の準備など、何かとあわただしい時期を迎えております。

このような中、本日は大変忙しいところ、本総会にご参集いただきましてありがとうございます。議案4件、報告事項2件でございますが、委員各位の慎重な審議をよろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は21名で、委員定足数に達しております。

なお、大中久敏 委員、草場小夜子 委員より欠席届が出ています。

よって、平成31年3月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方、よろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、18番 田籠新 委員、19番 白木隆弘 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審議]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、10件を議題といたします。

番号3の案件は 久光壽子 委員に関係する案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされており、久光壽子委員につきましては、退席していただきますようお願いいたします。

○議長 事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページの番号1は、三沢地内の田1筆、大保地内の田13筆及び乙隈地内の田2筆の合計16筆となっています。

(面積、譲渡人・譲受人)

親子間の贈与のため、3条無償移転となっています。

(位置図で場所の説明)

次に、議案書の2ページの番号2は、小郡地内の田1筆、畑2筆、古飯地内の田1筆の合計4筆となっています。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は農業廃止のため、譲受人は新規就農のため、所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、議案書の3ページの番号3は、井上地内の畑6筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、番号4は、八坂地内の田2筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は労力不足のため、譲受人は新規就農のため、3条有償移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、議案書の4ページの番号5は、上岩田地内の畑1筆です。この案件は、先の2月定例農業委員会において、通路に使用することと農地法第5条の申請があったものですが、この申請を取り下げ、改めて、農地法第3条による申請がなされたものです。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は障害福祉サービス業務に活用するため、所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、番号6は、井上地内の畑1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は耕作が不便なため、譲受人は経営規模拡大のため、所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、番号7は、松崎地内の畑1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、番号8は、松崎地内の畑1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、番号9は、松崎地内の畑1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、番号10は、松崎地内の畑1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

- 議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。
本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、白木 第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。
- 第2分科会長 第2分科会からご報告いたします。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第2分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。
- 議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。
何かございませんでしょうか。
(質問、意見なし)
- 議長 特にないようです。議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)
- 議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。
- 議長 それでは、久光壽子委員の入室を許可します。
- 議長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、5件を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案書の6ページをお願いします。
議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。
番号1は、大保地内の田3筆です。露天資材置場として使用するために一時転用の申請があったものです。
(位置図で場所の説明)
資材置き場として利用するのですが、具体的な資材としては計画図に記載のとおり、配電盤や電線などです。
当該申請地は、農地区分が農振農用地、通常青地というものに該当い

たしますが、青地は原則、転用できませんが、最大3年までの利用であれば例外的に認められておりまして、今回の申請も議案書備考欄に転用期間は平成31年4月1日から3年後の3月31日までの3年以内の一時転用ですので例外規定に該当します。

排水については、雨水排水が発生しますが、周囲にある既存の水路に排水していくということで、排水承諾も得られております。よって立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

続いて番号2は、三沢地内の田1筆です。貸露天駐車場として使用するために転用の申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

17ページに貸露天駐車場としての計画図を載せております。敷地内には10台の駐車マスを設けております。当該申請地は、鉄道の駅から概ね300メートルの区域内にあるため第3種農地に該当し、原則、転用が可能な農地となります。排水については、前面道路に側溝がありまして、排水するというので承諾が得られております。よって立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

番号3は、二森地内の畑1筆です。一般個人住宅建設のため申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

周囲には、こが歯科、浜崎外科、ゆきぎね歯科などが確認できます。当該申請地は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、概ね500メートル以内に2以上の教育・医療施設がある第3種農地に該当し、原則、転用が可能な農地となります。排水については、前面に下水道管が有りますし、雨水排水については、前面道路の側溝に排水していくということで、承諾も得られております。よって立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

議案書の7ページの番号4は、三沢地内の畑1筆です。一般個人住宅建設のために申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、鉄道の駅から概ね500メートルの区域内にあるため、第2種農地に該当し、代替え地の検討もされているところです。排水については、前面に下水道管が有りますし、雨水排水についても、前面に排水管があり、既存の水路に排水していくということで、排水承諾も得

られており、問題はないように思われます。よって立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

次に、番号5は、福童地内の田1筆です。露天駐車場として申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、鉄道の駅から概ね500メートルの区域内にあるため、第2種農地に該当します。既に、申請地の北側では、露天駐車場として使用されており、用地の拡充がなされるものです。排水については、これまでも駐車場として利用されておりますから、周囲の側溝に排水されており、今後も同じように排水していくということで承諾を得られております。よって立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

なお、番号1から番号5までは、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号については原案のとおり許

可相当とし、意見書を付け県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転2件を議題といたしたいと思いますが、番号1の案件は 田籠富子 委員に関する案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、田籠富子委員につきましては、退席していただきますようお願いいたします。

○議長 事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをお願いします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転2件について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、横隈地内の畑1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買い入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号2は、平方地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいた

します。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転2件につきまして、第1分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに、賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号は原案通り承認いたします。

○議長 それでは、田籠富子 委員の入室を許可します。

○議長 続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借7件を議題といたします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の9ページをお願いします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借7件について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、津古地内の田1筆です。

経営移譲のために、親子間での使用貸借の更新をおこなうものです。
(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、期間・賃借料、位置図により場所の説明)

番号2は、干潟地内の畑4筆、田2筆、吹上地内の田2筆です。

農業経営縮小のため、農地中間管理事業を活用して貸借するものです。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、期間・賃借料、位置図により場所の説明)

議案書の10ページ、番号3は、干潟地内の田7筆です。

農業経営縮小のため、農地中間管理事業を活用して賃貸借するものです。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、期間・賃借料、位置図により場所の説明)

番号4は、干潟地内の畑1筆です。

農業経営縮小のため、農地中間管理事業を活用して賃貸借するものです。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、期間・賃借料、位置図により場所の説明)

議案書の11ページ、番号5は、干潟地内の田1筆です。

農業経営縮小のため、農地中間管理事業を活用して賃貸借するものです。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、期間・賃借料、位置図により場所の説明)

番号6は、干潟地内の畑2筆です。

農業経営縮小のため、農地中間管理事業を活用して賃貸借するものです。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、期間・賃借料、位置図により場所の説明)

番号7は、干潟地内の畑1筆です。

農業経営縮小のため、農地中間管理事業を活用して賃貸借するものです。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、期間・賃借料、位置図により場所の説明)

なお、利用権の移転を受ける者は、農業経営基盤強化推進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会にお願いしておりましたので、第1分科会長よりご報告をお願いします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借7件につきまして、第1分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり承認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項2件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の12ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出13件につきまして報告いたします。

番号1は、貸手の都合による合意解約です。

次に、番号2から14ページの番号7までは、議案第4号で説明しました、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権貸借を設定するための合意解約です。

次に、15ページの番号8は、貸手の都合による合意解約です。

番号9は、売買に伴う合意解約です。

16ページの番号10は、貸手の都合による合意解約です。

番号11から議案書の17ページ、番号13までは、いずれも売買に伴う合意解約です。

詳細につきましては、議案書記載の通りでございます。

続きまして、議案書の18ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による、市街化区域内の転用届出について、1件につきまして報告いたします。

番号1は、宅地分譲を行うため、届出が提出されたものです。

詳細につきましては議案書記載の通りでございます。

以上でございます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項2件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、平成31年3月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

平成31年3月8日（金） 午後 2時57分閉会